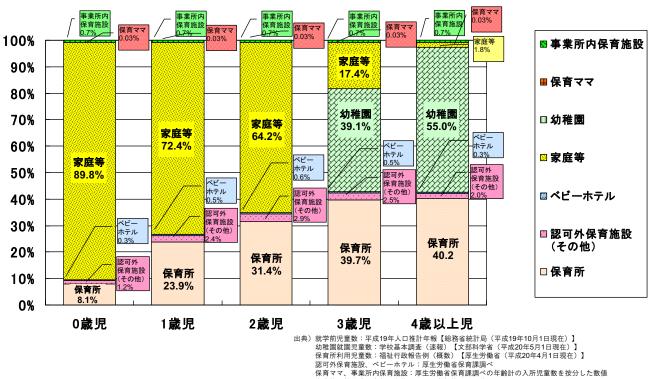
## 就学前児童が育つ場所

〇就学前児童が日中育てられている場所を年齢別に見ると、以下のとおり。



家庭等:就学前児童数と各施設入所児童数総計との差

33

## 他の社会保障制度における市町村事業の仕組み

介護保険制度	障害者自立支援法	次世代育成支援
<ul> <li>〔地域支援事業〕</li> <li>(事業内容)</li> <li>市町村において実施する以下の事業</li> <li><u>1. 必須事業</u></li> <li>①介護予防事業</li> <li>②包括的支援事業(介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント業務)</li> <li>2. 任意事業</li> <li>①介護給付費等費用適正化事業</li> <li>②家族介護支援事業</li> <li>③その他の事業(※各自治体の創意</li> </ul>	<ul> <li>〔地域生活支援事業〕</li> <li>(事業内容)</li> <li>市町村において実施する以下の事業</li> <li><u>1. 必須事業</u></li> <li>①18該支援事業</li> <li>②コミュニケーション支援事業</li> <li>③日常生活用具給付等事業</li> <li>④移動支援事業</li> <li>⑤地域活動支援センター機能強化事業</li> <li>2. 任意事業 福祉ホーム事業などのメニュー事業のほか、各自治体の創意工夫による事業実施</li> </ul>	<ul> <li>〔次世代育成支援対策交付金〕</li> <li>(事業内容)</li> <li>市町村において実施する以下の事業</li> <li>(※必須事業はなくすべて任意。)</li> <li>乳児全戸家庭訪問事業</li> <li>養育支援家庭訪問事業</li> <li>ファミリー・サポート・センター事業</li> <li>子育て短期支援事業(ショトステイ・トワイライトステイ)</li> <li>延長保育促進事業</li> <li>その他事業(※各自治体の創意)</li> </ul>
<u>してはいたりままたが可能</u> <u>工夫による事業実施が可能</u> (財政支援・財源構成) 地域支援事業の実施に <u>必要な費用について、上限額(※)の範囲内において、以下の</u> <u>財源構成により、関係者が負担</u> 。 ※当該市町村の介護給付費の3%以内 <u>「ほその事業</u> (日本の本) (日本) (日本の本) (日	か、 <u>谷自治体の創息工夫による事業実施</u> が可能。 (財政支援・財源構成) 地域生活支援事業の実施に必要な費用 について、一定の算定基準に基づいた額 を国が補助。 具体的には、 <u>事業実績と人口による基準</u> により、各年度の国庫予算額を配分 (国:1/2、都道府県:1/4、市町村:1/4) ※なお、市町村による事業のほか、 <u>都道府県による事業(専門性の高い</u> 相談支援事業や研修事業等)あり。	・ その他事業(※各自活体の創息 工夫による事業実施が可能。)           (財政支援・財源構成) 市町村が地域行動計画に基づき策 定した毎年度の事業計画に対し、一定 の算定基準に基づいた額を国が補助 するもの。 具体的には、事業量と児童人口等に より、各年度の国庫予算額を配分。 ※ 事業毎に一定額が補助される仕 組みではない。           (国:1/2、市町村:1/2)